

JASA News 2025年度 **050号**をお届けいたします。

このメールはJASA会員の**代表者様・副代表者様・連絡ご担当者様**、ご指定いただいた「教育」・「人事」・「総務」・「技術」各分野のご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

»» 各記事について、**ご関係者様への転送**をお願いいたします。««



1. 制御システム向けサイバーセキュリティ演習
2. 中東情勢を踏まえた要請文
3. 2027年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請
4. 障害者差別解消法に係る対応指針の改正



★ **御社のイベント・製品情報**をJASAから業界配信いたします。

☆ **採用・教育・総務・技術 ご担当者**を「送信先に追加登録」してください。

◎ **会員向け専用サイト** 会員限定サービス・会員情報配信・会員情報変更

-
1. 制御システム向けサイバーセキュリティ演習
-

【札幌開催】制御システム向けサイバーセキュリティ演習（CyberSTIX）

～ハンズオンで学ぶ産業制御システムのセキュリティ対策～

「制御システム向けサイバーセキュリティ演習 (CyberSTIX)」は、産業用制御システムへのサイバー攻撃に対する防御方法を学ぶプログラムです。

産業用制御システムの模擬を用いたハンズオン演習で、制御システムのアーキテクチャや脆弱性について理解を深めながら、制御システムとITシステムの違いや、制御システム固有のセキュリティ対策などを学べるのが特長のひとつです。

社会インフラ・産業基盤を支える産業用制御システムをサイバー攻撃の被害から守るための実践的な知識・スキルを短期間で習得できますので、制御システムを有する企業のセキュリティ実務担当者の方などにおすすめです。

日 程 : 2026年6月1日（月）午後～2日（火）終日 の計1.5日間予定

場 所 : 北海道札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階 会議研修施設
ACU-A 大研修室1606

対象者 : 制御システムのサイバーセキュリティを担当している方、又は今後担当を予定されている方

受講料 : 一般の方：17万6千円（税込）

情報処理安全確保支援士（登録セキスペ）の方：16万円（非課税）

申込期日：2026年4月24日（金）17時

▼本演習の詳細・お申込みはこちら

<https://www.ipa.go.jp/jinzai/ics/short-pgm/cyberstix/2026-1.html>

2. 中東情勢を踏まえた要請文

(中小企業庁 事業環境部)

現在、中東情勢の変化による影響もあり、原油価格が高騰しています。

原材料価格やエネルギーコストが広範に上昇することによって、中小企業・小規模事業者に大きな影響が及ぶことを懸念する声もあることから、今般の中東情勢の変化による影響を受ける中小企業・小規模事業者との取引に関する配慮について、経済産業大臣及び公正取引委員会委員長より、添付のとおり要請申し上げます。

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260327_1.pdf

加えて、今般の燃料価格の高騰や燃料供給の制限による事業運営への影響が懸念されるトラック運送事業者の窮状について、主として発注者である荷主や元請事業者等の皆様にご理解いただくとともに、安定した輸送力を確保すべく、国土交通大臣、中小企業庁長官及び公正取引委員会委員長より、要請申し上げます。

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260327_2.pdf

なお、中東情勢関連の情報につきましては、経済産業省のワンストップポータル、中小企業庁の特設サイトを開設しておりますので、御確認いただけますと幸いです。

■中東情勢関連対策ワンストップポータル

https://www.meti.go.jp/chuto_josei/index.html

■中東情勢等を踏まえた中小企業・小規模事業者向け支援について

https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/antei/kokusai_josei/index.html

3. 2027年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請

(経済産業省 商務情報政策局)

「2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」

今般、政府（内閣官房、文部科学省、厚生労働省、経済産業省）において、就職・採用活動開始時期の遵守、学業への配慮、個人情報の不適切な取扱いの防止やハラスメントの防止の徹底などについて、企業等の皆様にご理解とご協力をお願いいたしたく、「2027（令和9）年度卒業・修了予定者等の就職・採用活動に関する要請について」をとりまとめました。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

内閣官房HP

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_katsudou_yousei/index.html

4. 障害者差別解消法に係る対応指針の改正

(経済産業省 商務情報政策局)

令和6年4月に事業者による合理的配慮の提供の義務化等を含む改正障害者差別解消法が施行され、当省においては、経済産業省所管分野の事業者が障害者に適切に対応するためのガイドラインとして、「経済産業省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」を定めています。

この度、令和8年3月に当該対応指針が改定されましたので、貴団体の加盟企業等に対し、再度当該対応指針を伝達いただくとともに、障害者差別解消法の趣旨に沿った運用がなされるよう、ご連絡させていただきます。

また、総務省より「電話リレーサービス」の周知依頼が参りましたので、併せて御案内させていただきます。電話リレーサービスの概要をご確認いただき、障害者差別の解消に向けての対応をお願いいたします。

障害者差別解消法等に係るお願い

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260330_1.pdf

電話リレーサービス

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20260330_2.pdf

〃〃〃〃 発信元 〃〃〃〃

一般社団法人 組込みシステム技術協会

本部事務局 jasainfo@jasa.or.jp